

東京大学大学院工学系研究科・システム創成学専攻
「IOWN構想に資する革新的情報通信技術研究」社会連携講座
特任研究員 募集のお知らせ

- 1.職名及び人数： 特任研究員（特定期雇用教職員） 1名
- 2.契約期間： 2025年2月1日以降できるだけ早い時期～2025年3月31日
- 3.更新の有無： 更新する場合があり得る。
更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は1回、在職できる期間は2026年3月31日を限度とし、以後更新しない。
更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
- 4.試用期間： 採用された日から14日間。
- 5.就業場所： 東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）
最寄駅：地下鉄千代田線 根津駅 徒歩12分
南北線 東大前駅 徒歩10分
丸の内線 本郷三丁目駅 徒歩15分
※変更の範囲：原則同一部局内
- 6.所属： 東京大学大学院工学系研究科・システム創成学専攻
「IOWN構想に資する革新的情報通信技術研究」社会連携講座
※業務の都合により変更することがある。
- 7.業務内容： 「IOWN構想に資する革新的情報通信技術研究」社会連携講座の実施にあたり、社会経済活動を維持するための強靱かつ堅牢なライフラインを構築するため、我が国のBeyond5Gの重点研究開発分野である「オール光ネットワーク関連技術」「非地上系ネットワーク技術」「セキュアな仮想化・統合ネットワーク関連技術」に関する研究に従事する。具体的には、以下のテーマのいずれかまたは複数を研究対象とする。あわせて、学生の指導にも従事する。
・IOWN (Innovative Optical and Wireless Network)構想の実現に向けた、革新的な情報通信の基盤技術並びに応用技術の研究開発
・ローカル5Gを光通信技術と組み合わせた堅牢有無線統合の研究開発
※変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
- 8.就業日・就業時間： 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。
- 9.休日： 土日、祝日法に基づく休日、12月29日～1月3日は休日。
- 10.休暇： ① 年次有給休暇 就業規則に基づき付与
② 特別休暇 就業規則に基づき付与
- 11.賃金等： 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め、月額40万～60万の範囲で、資格、経験等に応じて決定。

※月給欄に記載の金額は、年度末年齢を「35歳」と想定したものです。資格や年齢等の条件により月給幅が異なるため、記載の金額を保証するものではありません。

通勤手当（当方で定める支給要件を満たした場合は、当方規定により算定した額を支給、最高55,000円/月）

退職手当、賞与は無し。
原則毎月17日支給。
- 12.加入保険： 文部科学省共済組合、雇用保険に加入。
- 13.災害補償： 労働上の災害や通勤時の災害については、労働者災害補償保険法および東京大学教職員法定外災害補償規程により補償。
- 14.応募資格： (1) 業務内容に関連する分野の博士号を保有する者（着任までに博士号取得予定者を含む）。

(2) 実環境における利用を想定しつつ主体的に研究を推進できる者。

(3) 業務遂行に十分な日本語能力を備え、日本語で研究内容の議論や文書の作成ができる者。

(4) 特に光ネットワーク技術やネットワーク仮想化技術、Beyond 5G/6G等のモバイルネットワーク技術などの経験がある者、高い研究意欲を持つ者を歓迎する。
- 15.応募書類： ① 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし、作成すること。）
(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>)
② 業績リスト（学位論文、査読付論文、口頭発表、総説・解説、著書、特許等に分類し、共著者名、発表機関、巻（号）、発表年等も含めて記載すること）
③ 主要原著論文刷別（コピー可）
④ 推薦書（2通）
- 16.応募方法： 封筒の表に「「IOWN構想に資する革新的情報通信技術研究」社会連携講座
特任研究員 応募書類在中」と朱書きし、応募書類を下記宛郵送してください。
- 17.応募締切： 2024年10月31日(木)必着
書類選考の後、面接試験受験の可否を連絡します。
- 18.書類送付先： 〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻中尾研究室
担当：新開、増山、宮崎 03-5841-8444
国立大学法人東京大学
- 19.募集者名称： 国立大学法人東京大学
- 20.受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
- 21.留意事項： 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。
- 22.その他： 応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
応募書類の返却はいたしません。当方で責任を持って廃棄します。
勤務条件の詳細は、東京大学特定期雇用教職員就業規則等をご覧ください。
(http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html)
東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。